

令和7年度 第7回役員会議事要旨

日 時 令和7年7月9日（水） 13時00分～13時47分

場 所 W e b 会議

出席者 学長、渡理事、大島理事、西郡理事、野口理事、田中理事

欠席者 豊田理事、竹下理事

陪席者 大川内監事、南谷監事

1 協議事項

(1) 理工学部附属ダイヤモンド半導体研究センターの設置等について

理工学部長及び理工学部事務長から、理工学部附属ダイヤモンド半導体研究センターの新規設置について説明があった。また、新たな規程の制定及び関連規則の改正を行う旨の説明があった。なお、センター長及び副センター長の定義については、検討することとなった。

本件については、教育研究評議会にて審議の後、役員会において審議されることとなった。

(2) 佐賀大学学術協定取扱要項の一部改正について

国際交流推進センター副センター長から、大学間交流協定の終結届の様式を新たに追加し、要項及び様式の文言等の一部修正を行う旨の説明があった。なお、終結届の様式については検討することとなった。

本件については、教育研究評議会にて審議の後、役員会において審議されることとなった。

(3) 大学間学術交流協定校との学術交流協定締結について（更新）

国際交流推進センター副センター長から、遼寧大学、全南大学校、バングラデシュ工科大学、ヴィタウタスマグヌス大学、マラン国立大学との学術交流協定について、学生交流機会の拡大や本学の更なる国際化及び学生へのグローバル意識向上にも寄与することが期待されるため、5年間の協定更新を行う旨の説明があった。なお、協定書の署名欄の表記について確認することとなった。

本件については、教育研究評議会にて審議の後、役員会において審議されることとなった。

2 審議事項

- (4) 国立大学法人佐賀大学医学部附属病院業務監督諮問委員会規則の廃止
総務部次長から、役員会において附属病院の運営状況が報告されており、病院の業務を監督する体制は役員会で機能しているため、国立大学法人佐賀大学医学部附属病院業務監督諮問委員会規則を廃止する旨の説明があり、審議の結果、了承された。
- (5) 国立大学法人筑波大学が実施する日本国内大学に在学する外国人留学生に対する日本語教育に係る協定書の締結について
西郡理事から、筑波大学が実施する日本国内大学に在学する外国人留学生に対する日本語教育について、本学留学生が履修できるように筑波大学との協定を締結する旨の説明があり、審議の結果、了承された。
- (6) 熱気球球皮の寄贈受入及び寄贈者への感謝状贈呈について
西郡理事から、本学の課外活動団体（熱気球部）に対する三愛オブリ株式会社から熱気球球皮の寄贈申込の受入れ及び感謝状の贈呈の提案について説明があり、審議の結果、了承された。

3 報告事項

- (7) 附属病院経営状況について
野口附属病院長から、令和7年度附属病院収支実績及び見込（令和7年度4月実績）、診療稼働実績累計等について報告があった。
- (8) 佐賀大学医学部附属病院改革プランの令和6年度進捗状況報告及び令和7年度計画(案)について
野口理事から、佐賀大学医学部附属病院改革プランの令和6年度進捗状況報告及び令和7年度計画についての報告があった。
- (9) 教育学部共同教員養成課程及びコスメティックサイエンス学環の事前相談の結果及び設置報告書の提出について
大島理事から、教育学部共同教員養成課程及びコスメティックサイエンス学環の事前相談の結果、設置報告書の提出で設置を可とする判定があり、7月中旬を目途に文部科学省に設置報告書を提出する旨の報告があった。
- (10) その他
特になし。

以 上